

原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書

政府は、関西電力大飯発電所3号機、4号機について、今年の夏の電力不足に陥る可能性があるとの判断から、急遽定めた安全基準により安全性を確認して地元自治体に対し再稼働の要請をされております。

今回の大飯発電所の再稼働に際しては、従来のストレステストのルールに追加する形で短期間に安全基準が策定され、この基準によって安全性を確認されたとされております。

今回の新たな安全基準は、本来は原子力安全委員会の審議を経て決定すべきものであるが、政治判断の名のもとに、専門的知識も持ち合わせていない四大臣の会合で決定されたものであり、何の法的根拠も有していないと言わざるを得ません。そして何よりも、福島第一原子力発電所事故の検証が十分できていない状況で、このような重要な基準が審議の状況を国民に公開することなく策定されたことに対し、大きな疑問を抱くものであります。

国においては、大飯発電所をはじめ原子力発電所の再稼働の判断にあたっては、福島第一原子力発電所の事故の十分な検証を踏まえて、安全基準、安全性及び再稼働の必要性等丁寧な説明を行う等、地元自治体をはじめ周辺自治体も含めた地域関係者の理解を十分に得ること等慎重な対応を強く求めます。

一番大切なことは、住民の安全・安心である。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年5月30日

岐阜県恵那市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（原子力行政）

内閣官房長官 各宛